◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第117号(H23.10.21)◆◆

#### =はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

### =目 次=

- 1. 重大事故等情報=3件(10月14日~10月20日分)
- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスが軽乗用車と衝突した事故
- (3) 貸切バスがトレーラと衝突した事故
- 2.「重大事故情報」のその後
- (1)トラックが渋滞の車列に追突した事故(平成23年2月18日配信分)
- 3. 平成23年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援) の第2次募集を実施します。(再周知)
- 4. 9月及び10月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。(再周知)

【1. 重大事故等情報=3件】(10月14日~10月20日分)

# (1) 乗合バスの車内事故

10月17日(月)午前11時頃、大分県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客4名を乗せて運行中、降車扱いのためバス停で停車後、発車したところ、乗客1名(女性、82歳)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が腰部圧迫骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バスの運転者は、当該バス停を発車する際、ミラーで乗客の 着席を確認し、発車のアナウンスを実施後に発車したが、転倒した乗客は、当 該バス停で降車しようと、当該バスの発車直後に席を立ち、車両前方へ移動し たため、バランスを崩し転倒した模様。

#### (2) 乗合バスが軽乗用車と衝突した事故

10月19日(水)午後7時10分頃、宮崎県において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、対向してきた軽乗用車と衝突した。

この事故により、当該軽乗用車の運転者が死亡した。

事故現場は、片側一車線の当該バスから見て緩やかな右カーブで、この事故は、当該軽乗用車がセンターラインを越えて走行してきたため発生した模様。

なお、事故現場の道路には、当該バスのブレーキ痕は残っていたが、軽乗用 車のブレーキ痕は残っていなかった。

# (3)貸切バスがトレーラと衝突した事故

10月20日(木)午後4時5分頃、福島県の高速道路において、貸切バスが乗客18名を乗せて運行中、大型トレーラに衝突した。

この事故により、乗客12名が顔や足を打つなどしたため病院に運ばれたが、 いずれも軽傷の模様。

事故当時、現場付近は工事のため片側二車線のうち一車線を規制していたため渋滞が発生しており、当該バスの前方を低速で走行していた当該トレーラに時速約15キロメートルで衝突した模様。

また、当該バスの運転者は、事故直前に脇見運転をしていた模様。

## 【2. 「重大事故情報」のその後】

- \* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。
- (1)トラックが渋滞の車列に追突した事故(平成23年2月18日配信分) =事故概要=

2月15日午後5時5分頃、愛知県の高速道路において、中型トラックが渋滞の車列の最後尾に停車していた乗用車に追突した。その後、当該トラックは最初に追突した乗用車を中央分離帯にはじき飛ばし、さらに前方の乗用車3台に衝突した。

この事故により、最初に追突された乗用車の助手席と後部座席の乗員計3名 が死亡し、その他7名が軽傷を負った。

この事故で、当該高速道路の一部区間が7時間通行止めになった。

# =その後の情報=

運送事業者に対して監査を実施したところ、事業用自動車の運転者の勤務時間について国土交通省告示で定める基準が遵守されていなかった他、安全を確保するために必要な運行に関する技能及び知識を習得させる等の指導監督義務違反、点呼の実施義務違反、点呼の記録義務違反、乗務等の記録義務違反、運転者台帳の記載事項等の不備、適性診断受診義務違反等が確認されたため、7日間の事業停止及び312日車の車両使用停止処分を行った。

【3. 平成23年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する 支援)の第2次募集を実施します。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から平成23年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)の第2次募集を実施いたします。

(募集概要)

- 〇補助対象:自動車運送事業者(東日本大震災の影響の大きかった地域(東北運輸局管内、茨城県及び千葉県)の営業所に所属する車両に限る。)に対し、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダの取得に係る経費に対し補助を行います。
- 〇申請受付場所:最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 〇申請受付時間:平成23年10月31日(月)~11月11日(金) 9時~16時
  - ※受付終了時刻の直前は混雑が予想されますのでご注意ください。
  - ※申請期間中に申請総額が予算額に達した場合には、申請期間中であっても申請受付を終了いたします。
- 〇申請受付方法:申請受付場所への申請書類持ち込み (郵送不可)

詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。

( http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\_hh\_000061.html )

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇【4.9月及び10月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。】

〈 あなたと地球にやさしい、クルマの愛情点検。〉

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検整備(日常点検及び定期点検)を行うことが必要です。

このため、国土交通省は、関係団体等と協力して「自動車点検整備推進運動」 実施し、ユーザーへの呼びかけ等により、点検整備の確実な実施を推進してき ているところです。例年、9月及び10月は、強化月間として特に強力に運動 を展開しております。

詳しくは、< http://www.tenken-seibi.com/ >をクリック!

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )

# 【参考】

\*自動車局ホームページ

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )

# \* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 ( www.mlit.go.jp/RJ/ )
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960 (平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

# \*自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。